

## 令和6年 第6回占冠村農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年10月11日(金) 開会 午後1時30分  
閉会 午後1時58分

開催場所 占冠村総合センター 2階 視聴覚室

出席委員 会長 熊崎 一弘 2番 安田 大吾 3番 伊藤 清志  
6番 黒井 光絵

欠席委員 1番 江頭 謙一郎 4番 鈴木 雅士 5番 下川 園子

事務局 事務局長 鈴木 智宏 主幹 杉岡 裕二  
事務局員 菊池 悠佑

議事日程 日程第 1 会議録署名委員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 諸般の報告について  
日程第 4 報告第1号 農地法第18条第6項による通知について  
日程第 5 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第 6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認に  
ついて

## 令和6年 第6回占冠村農業委員会総会議事録

- 議長  ただ今の出席委員は4名です。  
定足数に達しておりますので、これより令和6年第6回占冠村農業委員会総会を開会します。
- 日程第1  会議録署名委員の指名を行います。今総会の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により議長において、2番  安田大吾君、6番  黒井光絵君、以上2名の諸君を指名します。
- 日程第2  会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご意義ありませんか。
- 委員  (異議なし)
- 議長  異議なしと認めます。したがって会期は本日1日間と決定しました。
- 日程第3  これより諸般の報告に移ります。事務局より報告いたします。
- 事務局  (読み上げて報告)
- 議長  ただ今の報告について、質問等ございませんか。
- 委員  (質疑なし)
- 議長  質疑なしとし、次の議事へ移ります。
- 日程第4  報告第1号  農地法第18条第6項による通知について、受付番号1について事務局より報告いたします。
- 事務局  (読み上げて報告)
- 受付番号1については、住宅前の河川の奥、契約が分かれていた筆があり、今回合意解約後に契約を一本にするため、5月に行った契約を一旦解約して次の契約に繋げる予定となっている。次の案件の図面をご覧いただければ分かるように、河を越えて作付けしている面積があり、その部分は元々■■■■との繋がりがある圃場で、■■■■がお亡くなりになる前から賃貸契約を交わしていた河向かいの土地が2筆見て取れる。その後、■■■■が亡くなって生産圃場を引き継いだという二手の契約がそれぞれあった。それを今回契約年数が近くなったので改めて解約し、■■■■の土地は一本で進めたいとのことで、ご確認願う。
- 議長  これから質疑を行います。質疑等ございませんか。
- 委員  (質疑なし)
- 議長  質疑なしとし、次の議事へ移ります。
- 日程第5  議案第1号  農用地利用集積契約の決定について、受付番号1から3まで事務局より説明いたします。
- 事務局  (受付番号1から2について読み上げて説明)
- 受付番号2について、単価について元田は2,000円としているが、「2465番4の内」が2筆に分かれている。当初田と思われていた部分が畑であったため、筆分けをしているが、単価一緒の1,200円とさせていただいた。今回契約の見直しによって単価を改め、筆の状況も確認したうえで金額の設定をしているのでご了承

いただきたい。

(受付番号3について読み上げて説明)

受付番号1について、利用権の期間を9年8カ月としているが、今年の5月にも隣の内筆の元田を契約していたところ。4カ月後に権利設定があったということも併せればよかったのだが、今回4カ月遅れで権利設定をさせていただいて次回には土地を合わせて契約を進められたらと思い、9年8ヶ月の設定で進める。

議長 これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

委員 (質疑なし)

議長 これから議案第1号受付番号1から3について挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 賛成多数です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局 (読み上げて説明)

ちなみに受付番号1の地番2番3について、航空写真を見ると現況山林に見えるが、本人が開墾しているため、今回まとめて3条の取扱いということで。

議長 これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

委員 航空写真を見ると、河川の一部にも権利が掛かっているように見えるが、当時は河ではなくて農地だったが、気候の変動によって河が真っすぐになったという認識でよいか。

事務局 これについて、3年くらい前から■■■■の方で建設管理部と協議して道で買収してほしい、河川用地にしてほしいとお願いをしているところだが、何らかの事業がない限り厳しいとのこと。護岸工事か何かやるときになったら可能だが、ただ何もない状態だとできないということでこのような形で残っている。だからといって、この河を地権者が手を掛ける場合は河川工事の届け出が必要になってくる。そのため持っている方からすると何のメリットもない。

回答を1年くらい待たされた。回答がないことにこちらも強く説得をしたが、向こうも測量費の予算がないと言ったり、「元からだったのではないか」と逆にお叱りを受けることもあった。こちらとしては売買になって初めて動き出した際に、このような状態を説明に上がった次第だが、向こうも後手を踏んでここについては全く対応できないとのこと。現状は農地筆ではないので、浮いた土地ということで地権者にはご理解いただいている。実際に委員の言う通り、河川用地が線路をまたぐように入っているが、そこについてもどうかとは思っている。地権者に伺ったところ、昭和32・33年の大雨でこのような形状になっていたと話もあった。

譲受人には、自分の草地だから開墾はしても良いが、堤防のようなところまで

やると河川法で罰則を受けるので、河川まで掘削をしないようお願いしている。昭和44年の国土調査で祖父は、土地が存在することは認識していたが大半が河川に浸食されているとは理解していなかった。地権者はこの土地を寄付しても良いと仰っているが、土木現業所が渋っている。そのためこの農地法3条契約が1年も先延ばしになってしまいました。それであれば、売れるところは売ってしまいたいとの意向が強く売買契約に至っています。残り1筆については河川との協議が入ってくるかもしれないので進展があるまで放置し、河川に払い下げへの要望を進める。

議 長       これから議案第2号 受付番号1について挙手による採決を行います。本件に賛成の方は、挙手をお願いします。

委 員       (賛成多数)

議 長       賛成多数です。議案第2号は原案のとおり決定されました。  
以上をもって本総会に付議された案件については全て終了いたしました。  
これで、令和6年第6回占冠村農業委員会総会を終了いたします。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

令和6年10月11日

議 長 熊 崎 一 弘

2 番 安 田 大 吾

6 番 黒 井 光 絵